

2017年11月22日（水）

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業に 地上波放送局として初の認定

北海道テレビ放送株式会社（代表取締役社長：樋泉実）は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）」に基づく女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況等が評価され、認定マーク「えるぼし」を2017年11月7日付で取得し、22日北海道労働局長より認定通知書を受けました。国内の地上波放送局の中で「えるぼし」認定を受けた企業は当社が初めてであり、北海道内の企業としては5社目です。

「えるぼし」認定制度は、女性活躍推進法に基づき行動計画の策定、届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などの優良な企業が、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度です。認定制度には、採用、就業継続、労働時間等の働き方、管理職比率、多様なキャリアコースの5つの評価項目があり、満たす評価項目の数によって、取得できる認定段階が3段階に分かれています。HTBは勤続年数や採用試験倍率で男女差が少ないこと、女性管理職比率が全国の情報通信業の平均6.4%を上回る8.2%であるなど、すべての項目で厚生労働省の認定基準をクリアし、最上位である3段階目の認定を取得しました。



11月22日 北海道労働局での認定通知書交付式



女性活躍推進法に基づく認定マーク

「えるぼし」

L (lady や lead の意) がデザインされた円の上に星が輝くデザイン。1段階、2段階、3段階の認定段階があり、星の多いほうが上位となります。

女性活躍推進について、HTBでは2015年1月から「女性のチカラが生きるHTB」という方針を掲げて以降様々な取り組みを行っています。2016年3月3日「女性の活躍応援自主宣言」、同時に従業員300人以下の企業には義務はないものの、自主的に「女性活躍推進法に基づく行動計画」を策定し届出しました。また4月に「ワークライフバランス・ダイバーシティ推進部」を新設。10月には国内の放送局としては初の「イクボス宣言」を行うなどダイバーシティ環境実現に向けた取り組みを行っています。